


使用前検査変更申請書

廃炉発官R5第136号
令和5年12月18日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和4年8月24日付け廃炉発官R4第82号をもって申請し、
令和5年1月16日付け廃炉発官R4第169号をもって変更し、
令和5年9月21日付け廃炉発官R5第94号をもって変更した
放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設に係る使用前検査申請書の
記載事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所
原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条
第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 増設多核種除去設備 反応／凝集槽 2個 沈殿槽 2個 上澄み水タンク 2個 上澄み水ポンプ 2台 スラリー循環ポンプ 2台 主要配管 ・処理水受入タンク移送流路分岐部から反応／凝集槽入口まで（鋼管） ・反応／凝集槽出口から沈殿槽入口まで（鋼管）（耐圧ホース） ・沈殿槽出口から上澄み水タンク入口まで（鋼管）（耐圧ホース） ・上澄み水タンク出口から供給タンク移送流路合流部まで（鋼管）（耐圧ホース） ・沈殿槽出口から反応／凝集槽まで（鋼管） ・クロスフローフィルタ循環ライン分岐部から反応／凝集槽まで（鋼管）（耐圧ホース） ・炭酸ソーダ貯槽移送流路分岐部から反応／凝集槽入口まで（鋼管）（耐圧ホース）</p> <p>※ 実施計画Ⅱ.2.16.2.2 基本仕様参照</p> <p>増設多核種除去設備建屋 堰 増設多核種除去設備建屋 堰（クレーンレール基礎）</p> <p>※※ 実施計画Ⅱ.2.16.2 添付資料－5参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和4年4月28日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和 4年 9月29日 至 未定</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 </p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>未定</p>

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

- ・検査工程見直しに伴い、「検査を受けようとする期日」および「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」、「工事の工程に関する説明書」を変更する。
- ・検査の受検実績に合わせて「工事の工程に関する説明書」を変更する。

工事の工程に関する説明書

項目	令和4年				令和5年				令和6年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		2
放射性液体 廃棄物処理 施設及び開 運施設						☆	☆☆					未定 未定

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

注) 工線は、変更箇所を示す。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

増設多核種除去設備建屋内

免震重要棟

: 管理対象区域

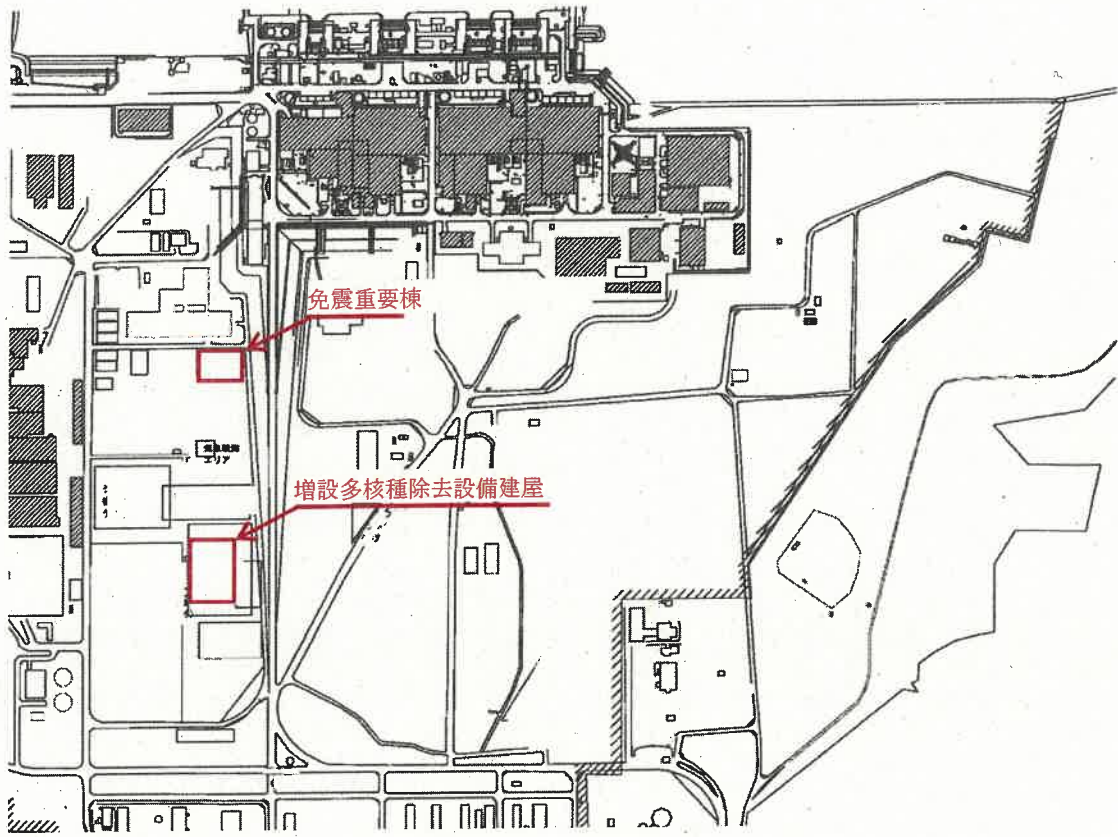
: 非管理区域

別添－1 : 検査場所図

別添－2 : 検査範囲図

以 上

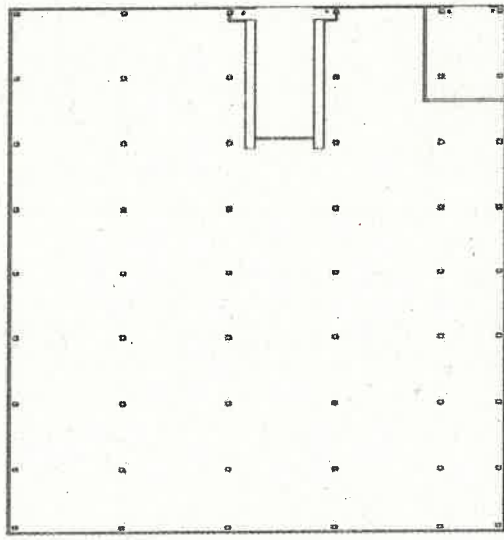
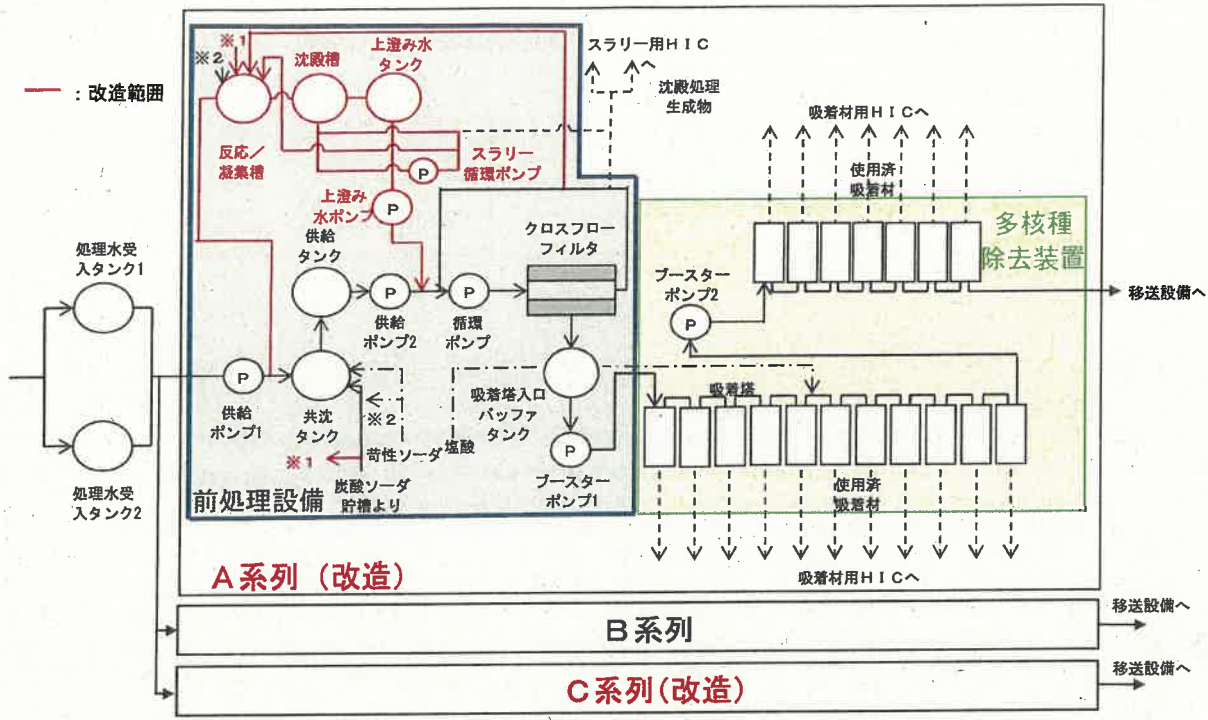
検査場所図



福島第一原子力発電所構内

□ : 検査場所

検査範囲図



増設多核種除去設備建屋 堰

凡例

—— 堰 : H500 ※

—— 堰 (クレーンレール基礎) : H800 ※

※現場における設計施工高さ